

医療法人 相愛会
桑 原 記 念 病 院
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
重要事項説明書

No,1

No,2

あなたに対する居宅療養管理指導の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業の目的と運営方針

- ① 要支援・要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状・心身の状況・置かれている環境等を把握し、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い利用者の療養生活の向上を図る様努めます。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者概要

事業者名称	医療法人 相愛会 桑 原 記 念 病 院
事業所の所在地	宮崎県小林市細野167
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 桑原 健悟
管理者	院長 桑原 大門
電話・FAX番号	(0984)22-4138(代) FAX: (0984)22-7021
診療科目	内・循環器・心臓血管・胃腸・内視鏡・消化器・呼吸器・アレルギー 外・大腸肛門・整形外科・リハビリ
入院設備	一般病棟(38床)
実施地域	小林市・えびの市・高原町

3. 利用日・利用時間等（営業時間）

	概 要
利用日(営業日)	月・火・水・木・金
利用時間(営業時間)	午前 8:30 ～ 午後 5:30
休 日	土・日・祭日 正月(12/30～1/3)・お盆(8/13～8/15)

4. サービスの概要と利用料

		利用料金【1回あたり1割負担額】
		※()内は、月2回利用した金額
サービスの種類	内 容	利用料金
医師が行う (1ヶ月に2回 を限度として)	*担当医師が、通院困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的・継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定に必要な情報提供を行います。	居宅療養管理指導費(Ⅰ) 単一建物居住者 1人に対して 515円 (1030円) 2人以上9人以下の場合 487円 (974円) 上記以外の場合 446円 (892円)
	*また、利用者若しくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。	居宅療養管理指導費(Ⅱ) 単一建物居住者 1人に対して 299円 (598円) 2人以上9人以下の場合 287円 (574円) 上記以外の場合 260円 (520円)
管理栄養士が行う (1ヶ月に2回 を限度として)	*担当医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問して、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行います。 ※別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方が対象となります。	単一建物居住者 人に対して 545円 (1090円) 2人以上9人以下に対して 487円 (974円) 上記以外の場合 444円 (888円)

※(予防)居宅療養管理指導を行った場合、訪問診療料(診察料)といった医療保険にかかる費用とは別に徴収させていただきます。又、負担割合によって利用料金が変わります。
※交通費につきましては、利用者が別途負担して頂く場合がございます。その場合は事前にご相談致します。

5. サービス内容に関する苦情

利用者相談・苦情担当

担当部署	ご利用時間	ご利用方法	面接場所
地域連携室 (相談室)	月曜～金曜:8:30～17:30 緊急の場合は応じます。	直接申し出るか電話にて 電話: 22-4138(代) 25-0600(直)	桑原記念病院:相談室

窓口・連絡先

小林市長寿介護課	23 - 1140	須木庁舎住民生活課	48 - 3132
えびの市長寿介護課 介護保険係	35 - 1111	野尻庁舎住民生活課	44 - 1100
高原町ほほえみ館 介護保険係	42 - 2550	宮崎県国保連合会	0985-25-4901

6. 緊急時（病状の急変・事故発生時）の対応方法

- 1)担当医師が居宅を訪問するか、救急車で病院へ搬送いたします。
- 2)担当医師への報告・診察をします。
- 3)必要に応じて入院・経過観察を行います。
- 4)家族等及び、利用者が利用している、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業者へ報告を行います。

7. 職員体制

従業者の職種	常勤	非常勤	職 務 内 容
院長(管理者)	1		従業者の管理、事業の把握・管理等
医 師	1	1	病状、心身の状態の観察と把握、及び適切な指示・指導。
管理栄養士	2		献立作成、利用者の栄養指導、調理法の指導等。

8. 利用者の情報を提供する際における秘密保持について（個人情報保護法に基づく）

- (1) 当事業所は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を第三者に漏らさないこととし、また退職後においても同様とすることをここに約束いたします。
- (2) サービス担当者会議等、あるいは他のサービスを利用される際において、利用者等の個人情報を利用する場合がございますが、関係職員等も上記(1)同様順守するとともに、本紙にて同意を得たことと致します。